うりゅうぬましつげん



初夏の新緑萌える湿原と暑寒別山系



[登録番号] 1558 [登録年月日] 2005年11月8日 [面積] 624ha [湿地のタイプ] U:樹林のない泥炭地。灌木のある、または開けた高層湿原、湿地林、低層湿原、湿地林、低層

[保護の制度]国定公園特別保護地区 [国際登録基準]3

湿地の概要

雨竜沼湿原は日本海側の南暑寒岳の東方、標高850mの高原台地に、最終氷期の15,000年前頃から形成された東西約4km、南北約2km、面積101.5haの日本の山地湿原でも規模が大きな湿原である。

湿原には水生植物が生育する池塘と呼ばれる沼が約300個あり、26個の浮島が漂い、氷河期の名残りと考えられる最大で長径60mの円形池塘もあり、多数の円形池塘が独特の景観を醸し出している。中央部を蛇行しながら貫流するペンケペ

タン川と支流、大小の池塘から成る池塘 複合体や高層湿原特有の波打つ地形であるケルミーシュレンケ複合体など、山地 高層湿原の微地形がよく発達している。

湿原まで標高差300mの登山道と、湿原には約4kmの周回木道が敷設され散策できるが、往復7時間を要し、全登録湿地の中でも最難関の湿原といわれる。その分、池塘と湿原景観、植物たちの語らいの百花繚乱の天上の花園である。

展望台 ベンケベタン川 912m 914m 登山口 1296m 南暑寒岳 雨竜町 雨竜町 RF 竜 沼湿原 917m 970m 群馬岳

湿地にかかわる動植物

湿原の春は6月、雪解けとともに約170種が芽生え、日一日と若草色に変わる湿原である。湿原では、ゼンテイカ、タチギボウシ、ヒオウギアヤメ、チングルマ、サワギキョウ、エゾリンドウなどが湿性草原群落を形成し、地表面をミズゴケ類が覆い、モウセンゴケ、ツルコケモモ、ヒメシャクナゲ、ホロムイイチゴ、トキソウ、ヤチスゲ、ミカヅキグサなどからなるミズゴケスが、ミヤマキンポウゲ、コバイケイソウ、エゾノシモツケソウ、ミツガシワなどの雪田性植物を含む河辺群落も見られる。特に水生植物群落は、紺碧の空を映す池塘に浮かぶ姿から「水の妖精」と言われてい

る。 黄色い花の固有種ウリュウコウホネと白い花のエゾベニヒツジグサ、繊細な浮葉のウキミクリ、池塘縁を飾るカラフトカサスゲなどの特有の植物との出会いは雨竜沼湿原の特徴で、群落多様度、種多様性が高い湿原である。

水生植物にはエゾイトトンボなどトン ボ類が群舞して、ヒオウギアヤメやエゾリ ンドウの花弁にはエゾオオマルハナバチ が潜り込むなど、季節を通して花と昆虫 が共生している。

晩秋、植物たちが自分の枯れ色で織りなす草もみじは晴れると輝き、曇ると哀愁を帯びる。10月には初雪が舞い、わずか4ヶ月で三季が駆け巡る。



池塘で咲くウリュウコウホネ



カラフトカサスゲに群舞するエゾイトトンボ

保全・管理の取組

自然度の高い湿原生態系の保全のため、 地元の市民グループ「雨竜沼湿原を愛す る会」が特定外来生物のオオハンゴンソ ウとセイヨウオオマルハナバチの防除認 定許可を受け、ボランティアと一緒に他の 外来植物も含めた抜き取りと捕獲で、継 続的に防除を実施している。湿原の施設 整備や維持管理などを計画的に協議、施 行して総合的な保全などを検討する「雨竜 沼湿原の保全等に係る検討会」が、北海道 や地元の官民7団体で構成されている。成果の一例として、湿原入口に外来植物持ち込み防止の靴底の洗い場を設置している。湿原内の木道は敷板間隔を5cm空けた構造で木道下の通風、日照、蒸発散などの微気象環境の改善で泥炭層への負荷軽減を図る、雨竜沼方式で整備されている。

近年は増加するエゾシカが山麓域から 無雪期間に湿原に滞在し、湿原植生の被 害が生じているが、対策は困難である。



燃える秋、池塘複合体と草もみじ



木道の隙間に咲くオオバタチツボスミレ



家族連れの散策

ワイズユースの取組

冬の日本海季節風は湿原周辺域に、積雪10m余りの豪雪をもたらす。春、雪解け水は湿原と森林で浄化され、天然の栄養を溶かし込んだ清流は尾白利加川となり、雨竜郊外の暑寒ダムに貯えられ、水稲を育む農業用水となり田畑を潤す。また、暑寒ダムの湖底に運ばれた肥沃な堆積土は、掘り出され、水田の客土に活用されている。上水道も湿原山系の自然水で、天恵の水と土により美味しい「うりゅう米」が稔り、雨竜町民の生活と生命の水を繋いでいる。

家族連れで登山と湿原を楽しめ、ゆっくり2時間の登山道で汗を流すと突然と 視界に飛び込む雄大な湿原景観と暑寒連峰には心を奪われる。雨竜中学校は毎年 学習登山会を行い、様々な池塘や湿生植物の観察は、北海道らしいスケールの大きな散策である。10月初旬の湿原散策 終日に、今シーズンの感動と感激に感謝して「湿原ありがとう」にこめた清掃と 散策会を開催し、草もみじの湿原の美化活動で締めくくる。

関連自治体

雨竜町役場 60125-77-2211

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)

ラムサール条約は、1971年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいますが、採択の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。2023年2月末現在、世界で172カ国が加入しています(日本は、1980年に加入)。

ラムサール条約では、沼沢地、湿原、泥炭地または陸水域、および水深が6メートルを超えない海域などを、湿地と定義しています。その中には、湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水地、水田、遊水地、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁などが含まれます。湿地分類の詳細は、こちらを参照してください。 https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland Type.html

国際的に重要な湿地の選定基準

基準1:特定の生物地理区内で、代表的、希少または固有の湿地タイプを含む湿地。

基準2:絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地。

基準3:特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地。

基準4:動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地。

基準5:定期的に2万羽以上の水鳥を支えている湿地。

基準6:水鳥の1種または1亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

基準7:固有な魚介類の亜種、種、科、魚介類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、 それによって世界の生物多様性に貢献している湿地。

基準8:魚介類の食物源、産卵場、稚魚の生育場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地。

基準9:鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

注)魚介類:魚、エビ、カニ、貝類

雨竜沼湿原(うりゅうぬましつげん)

発行:環境省自然環境局野生生物課 編集協力:日本国際湿地保全連合 デザイン:安部彩野デザイン事務所 写直提供:佐々木純一



